



尾花沢市大石田町環境衛生事業組合告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定により、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査の結果を縦覧に供するので、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年条例第1号）第3条及び第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月6日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組  
管理者 結 城



1 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生センター 環境衛生課

(2) 縦覧の期間

令和6年2月6日（火）から令和6年3月7日（木）まで  
（ただし、土日祝日を除く）

(3) 縦覧の時間

午前9時から午後4時まで

2 施設の名称、設置の場所、種類等

(1) 施設の名称

ごみ処理施設（ごみ焼却施設・リサイクル施設）

(2) 施設の設置の場所

舟形町大字堀内字ユスナゴ1092-7、1092-12、1092-36、  
1092-47

(3) 施設の種類

①ごみ焼却施設（以下、「エネルギー回収型廃棄物処理施設」という。）

②リサイクル施設（以下、「マテリアルリサイクル推進施設」という。）

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

①エネルギー回収型廃棄物処理施設

もやせるごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃  
残渣

②マテリアルリサイクル推進施設

製品プラスチック含む処理不適物（もやせないごみ）、不燃性粗大ごみ、ビン類、カン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装

(5) 施設の能力

①エネルギー回収型廃棄物処理施設

17.8 t / 日 (8.9 t / 12 h × 2 炉)

②マテリアルリサイクル推進施設

4.1 t / 日 (5 h)

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

3 意見書の提出、提出先、提出期間等

(1) 意見書の提出

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

〒999-4555 尾花沢市大字毒沢地内

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生センター 環境衛生課

(3) 意見書の提出期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月21日（木）まで

(4) 意見書の提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）

(5) 意見書の記載事項

ア 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

イ 施設の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見